

## 平成26年さいたま市議会6月定例会提出議案一覧

合計38件（専決処分報告議案1件・予算議案3件・条例議案20件・一般議案8件・道路議案2件・人事議案4件）

### 《専決処分報告議案》

議案第97号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課）

地方税法施行令の一部改正等に伴い、緊急にさいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、平成26年3月31日付けをもって専決処分したもの。

（内容）

- 1 国民健康保険税の減額判定所得基準額の見直し
  - ・ 国民健康保険税の均等割の減額について、5割及び2割の軽減の対象となる所得基準額を引き上げるもの。
- 2 規定の整備
  - ・ 条例で引用している地方税法施行規則「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改めるもの。

（施行期日） 平成26年4月1日

### 《予算議案》

議案第98号 平成26年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）

議案第99号 平成26年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第100号 平成26年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）

### 《条例議案》

議案第101号 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 法人市民税法人税割の税率の引下げ
  - (1) 税率を14.7パーセントから12.1パーセントに引き下げるもの。
  - (2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下であり、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が1,000万円以下の法人については、税率を12.3パーセントから9.7パーセントに引き下げるもの。
- 2 軽自動車税の見直し
  - (1) 原動機付自転車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車の税率を約1.5倍（最低2,000円）に引き上げるもの。
  - (2) 平成27年度以降に新たに取得される3輪以上の軽自動車の税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げるもの。
  - (3) 初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車（電気軽自動車等を除く。）について、新税率の概ね20パーセントの重課を導入するもの。

### 3 規定の整備

- ・ 地方税法の改正に伴い引用条項を整備し、及び規定事項の見直しを行うもの。

(施行期日) 1については平成26年10月1日、2(1)及び(2)については平成27年4月1日、2(3)については平成28年4月1日、3については公布の日等

議案第102号 さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・保健福祉局保健所環境薬事課)

薬事法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している薬事法「第4条第2項」を「第4条第4項」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第103号 さいたま市いじめ防止対策推進条例の制定について  
(所管課所・教育委員会事務局学校教育部指導2課)

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

#### 1 趣旨

- ・ いじめの防止等のための対策に関し、市等の責務及び役割を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることとするもの。

#### 2 責務及び役割

- (1) 市、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を定めるもの。
- (2) 児童生徒並びに市民及び地域団体の役割を定めるもの。

#### 3 さいたま市いじめ防止基本方針

- (1) 市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めることとするもの。
- (2) いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととするもの。

#### 4 さいたま市いじめのないまちづくりネットワークの設置

- ・ いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、ネットワークを設置するもの。

#### 5 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会の設置

- ・ いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、委員会を設置するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第104号 さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・子ども未来局保育部幼児政策課)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、社会福祉審議会において、同法第25条に掲げる事項を調査審議するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 調査審議事項の追加

- ・ 幼保連携型認定こども園の設置の認可に関する事項等についての調査審議を追加するもの。

2 審査部会の追加

- ・ 児童福祉専門分科会に認定こども園設置認可等審査部会を置くもの。

3 審査部会の委員等の指名

- ・ 認定こども園設置認可等審査部会の設置に伴い、当該部会に属する委員等の指名について規定するもの。

(施行期日) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

議案第105号 さいたま市福祉事務所歯科嘱託医設置条例を廃止する条例の制定について  
(所管課所・保健福祉局福祉部保護課)

歯科嘱託医を福祉事務所に設置する必要がないことから、条例を廃止するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第106号 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について  
(所管課所・子ども未来局保育部幼児政策課)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 保育に関する規定の整備

- ・ 保育の提供のほか、保育を受けることが困難な場合における市の措置が加わることに伴い、省令と同様の規定の整備を行うもの。

2 重要事項の規定義務の追加

- ・ 省令で定める基準と同様に、保育所において、施設の目的及び運営の方針等の重要事項に関する規程を定める義務を課すもの。

3 設置の基準の変更

- ・ 省令で定める基準と同様に、保育室等を4階以上に設置する場合における避難用設備として新たに認められるものを追加するもの。

4 業務の質の評価等に係る規定の追加

- ・ 省令で定める基準と同様に、業務の質について、自ら評価を行い、改善を図ることを義務付け、又は保護者等による評価を受け、改善を図るよう努めるものとする。

5 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の制定に伴う規定の整備

- ・ さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の制定に伴い、省令と同様の規定を削除するもの。

(施行期日) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提

供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

議案第107号 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局保育部幼児政策課)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 学級の編制に関する基準

(1) 1学級の園児数

- ・ 現行の県の幼稚園の基準と同様の基準を定めるもの。

省令	条例
満3歳以上の園児について、35人以下を原則とすること。	満3歳以上満4歳未満については20人以下、満4歳以上の学級については35人以下を原則とすること。ただし、満3歳以上満4歳未満については、保育教諭等を2人以上置く場合には、35人以下とすることができること。

- (2) (1)以外の学級の編制について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

2 職員に関する基準

- ・ 省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

3 設備及び運営に関する基準

(1) 乳児室又はほふく室の面積基準

- ・ 現行の市の保育所の基準と同様の基準を定めるもの。

設備	省令	条例
乳児室	1人につき、1.65㎡以上	0歳児については1人につき5㎡以上、1歳児については1人につき3.3㎡以上
ほふく室	1人につき、3.3㎡以上	

- (2) 市長が適当と認める場合には、食事の提供における外部搬入ができることとするもの。

- (3) 既存の幼稚園又は保育所の設置者が、幼保連携型認定こども園を設置する場合において、市長が適当と認める場合には、園舎と同一の敷地等以外への園庭の設置ができることとするもの。

- (4) (1)から(3)まで以外の設備及び運営について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

議案第108号 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局保育部幼児政策課)

子ども・子育て支援法の制定に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 特定教育・保育施設の運営に関する基準

- ・ 利用定員、運営及び特例施設型給付費について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

## 2 特定地域型保育事業者に関する基準

- ・ 利用定員、運営及び特例地域型保育給付費について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 子ども・子育て支援法の施行の日

# 議案第109号 さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

## 1 設備に関する基準

- (1) 児童1人における専用区画の面積について、おおむね1.65㎡以上でなければならないものとするもの。
- (2) 既存の事業の用に供している建物について、当該建物の増築、改築等が行われるまでの間、(1)について適用しないこととするもの。
- (3) 専用区画並びに設備及び備品等について、省令で規定されている例外的に放課後児童健全育成事業の用以外に供することを認めないこととするもの。
- (4) (1)から(3)まで以外の設備について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

## 2 職員に関する基準

### (1) 放課後児童支援員及び補助員の数

- ア 放課後児童健全育成事業所に放課後児童支援員を2人以上置くものとするもの。
- イ 放課後児童健全育成事業を行う際の放課後児童支援員(1人を除き補助員に代えることが可能)の数を、児童数に応じ、定めるものとするもの。

児童数	配置人数
1人以上19人以下	2人以上
20人以上35人以下	3人以上
36人以上	4人以上

- (2) 放課後児童支援員及び補助員について、省令で規定されている例外的に放課後児童健全育成事業所以外の職務に従事することを認めないこととするもの。
- (3) 既存の事業における児童の数について、当分の間、おおむね70人以下とするもの。
- (4) (1)から(3)まで以外の職員について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

## 3 運営に関する基準

### (1) 開所時間を次のとおり定めること。

- ア 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 午前8時から午後7時まで
- イ 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 授業の終了時から午後7時まで

- (2) 開所の日数について、日曜日等の休業日を除き、1年につき250日以上開所するものとする。

(3) (1)及び(2)以外の運営について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

議案第110号 さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 入室者の資格の変更
- ・ 入室者の資格について、市内小学校の低学年の児童から市内小学校の就学児童に変更するもの。

(施行期日) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

議案第111号 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の制定について  
(所管課所・子ども未来局保育部幼児政策課)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 家庭的保育事業に関する基準

(1) 設備に関する基準

- ・ 省令で定める基準に次の基準を加えるもの。
- ・ 原則として、1階であること。ただし、1階に設けられない場合は、耐火建築物等であり、避難に有効な設備を有するものであること。

(2) 職員及び運営に関する基準

ア 家庭的保育者に加えて家庭的保育補助者を必置とし、家庭的保育者は、家庭的保育補助者とともに保育しなければならないとするもの。

イ ア以外の職員及び運営について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

2 小規模保育事業に関する基準

- ・ 設備、職員、利用定員及び運営について、省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

3 居宅訪問型保育事業に関する基準

- ・ 設備、職員及び運営について省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

4 事業所内保育事業に関する基準

(1) 利用定員に関する基準

- ・ 省令の基準を踏まえ、雇用する労働者等の監護する乳児及び幼児以外の乳児及び幼児について、利用定員の4分の1以上の定員枠を設けることとするもの。

(2) 設備、職員及び運営に関する基準

ア 保育所型事業所内保育事業所における乳児室又はほふく室の面積基準

設備	省令	条例
乳児室	1人につき、1.65㎡以上	1人につき3.3㎡以上
ほふく室	1人につき、3.3㎡以上	

イ ア以外の設備、職員及び運営について省令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

(施行期日) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

議案第112号 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

重症心身障害者等の福祉の向上及び増進を図るため、グリーンヒルうらわの介護老人保健施設に、短期入所に係る指定障害福祉サービスを新たな業務として加えることに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 業務の追加

- ・ 介護老人保健施設の業務に、空床を利用する短期入所に係る指定障害福祉サービスを追加するもの。

2 入所定員の見直し

- ・ 介護老人保健施設の入所定員に、短期入所に係る指定障害福祉サービスを利用する者を追加するもの。

3 入所対象者の追加

- ・ 介護老人保健施設の入所対象者に、障害者等を追加するもの。

4 利用料金等の追加

- ・ 介護老人保健施設の利用料金等の規定に、空床を利用する短期入所に係る指定障害福祉サービスを追加するもの。

(施行期日) 平成26年8月1日等

議案第113号 さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

障害者及び障害児の相談支援体制の強化を図るため、さいたま市大崎むつみの里条例等の7条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 業務の追加

- (1) さいたま市大崎むつみの里において障害者に係る基本相談支援及び計画相談支援を行うことに伴い、所要の改正を行うもの。
- (2) さいたま市障害者福祉施設春光園等において新たに基本相談支援及び計画相談支援並

びに障害児相談支援を行うことに伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 利用者資格の追加

- ・ 基本相談支援及び計画相談支援並びに障害児相談支援に係る業務の追加に伴い、新たに利用者の資格を定めるもの。

(施行期日) 平成27年4月1日等

### 議案第114号 さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について (所管課所・保健福祉局福祉部年金医療課)

県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正を踏まえ、心身障害者医療費の助成対象の拡大等所要の改正を行い、及び在宅者と入院患者の公平性の観点から、食事療養に要する費用に係る助成を見直すもの。

(内容)

#### 1 さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正

##### (1) 心身障害者の対象範囲の拡大

- ・ 心身障害者の対象として、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害等級1級の障害を有するものを加えるもの。

##### (2) 食事療養に要する費用に係る医療費助成金の支給の見直し

- ・ 医療費助成金として支給する額のうち食事療養標準負担額の2分の1に相当する額を支給しないこととするもの。

##### (3) 欠格事由の追加

- ・ 一定の者を除き、心身障害者になった年齢が65歳以上である者を対象者から除くもの。

##### (4) 医療費助成金の支給要件の見直し

- ・ (1)により新たに対象者となる者が精神病床に入院をしたときは、当該入院に係る医療費助成金については、支給しないこととするもの。

#### 2 さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正

- ・ 食事療養に要する費用に係る子育て支援医療費助成金の支給の見直し

- ・ 子育て支援医療費助成金として支給する額のうち食事療養標準負担額の2分の1に相当する額を支給しないこととするもの。

#### 3 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正

- ・ 食事療養に要する費用に係るひとり親家庭等医療費の支給の見直し

- ・ ひとり親家庭等医療費として支給する額のうち食事療養標準負担額の2分の1に相当する額を支給しないこととするもの。

(施行期日) 平成27年1月1日等

### 議案第115号 さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

生活環境の保全上の支障を防止するため、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)



1 多数の動物の飼養に係る届出の義務付け

- (1) 対象動物の数が規則で定める数以上になったときの届出
- (2) (1)の届出の届出事項に変更があったときの届出
- (3) 対象動物の数が規則で定める数未満になったときの届出

2 罰則

- (1) 1(1)及び(2)の届出について、届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者に対し、3万円以下の過料に処するもの。
- (2) 1(3)の届出について、虚偽の届出をした者に対し、3万円以下の過料に処するもの。

(施行期日) 平成26年10月1日等

議案第116号 さいたま市盆栽四季の家条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部文化振興課)

さいたま市盆栽四季の家について指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 指定管理者による管理

- ・ さいたま市盆栽四季の家の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用の許可等を行わせることができることとするもの。

2 利用料金の收受

- ・ さいたま市盆栽四季の家の利用料金を指定管理者の収入として收受させるもの。

(施行期日) 平成27年4月1日

議案第117号 さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

道路法等の一部改正により、国の行う事業に係る道路占用料の徴収に関し所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 国有林野事業が道路占用料を徴収できない国の事業となったため、規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

議案第118号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

さいたま都市計画地区計画の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 適用区域の追加
- ・ 内野本郷地区地区整備計画区域及び指扇地区地区整備計画区域を本条例の適用区域に追加するもの。

(施行期日) 平成26年8月1日

議案第119号 さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局予防部予防課)

消防法施行令の一部改正により、対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 対象火気器具等の取扱基準の追加

- ・ 対象火気器具等を多数の者の集合する催しに際して使用する場合に、消火器の準備をした上で使用することとするもの。

2 露店等の届出

- ・ 多数の者の集合する催しにおいて対象火気器具等を使用する露店等を開設する際の届出義務を規定するもの。

(施行期日) 平成26年8月1日

議案第120号 さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局総務部消防総務課)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 退職報償金の引上げ

- ・ 退職報償金を1人当たり5万円(階級区分が団員である者で、勤務年数が5年以上10年未満であるものについては、5万6,000円)引き上げるもの。

(施行期日) 公布の日

《一般議案》

議案第121号 旧岩槻区役所庁舎等解体工事請負契約について

(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

(内容)

1 契約の目的

旧岩槻区役所庁舎等解体工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

5億4,835万7,040円

4 契約の相手方

佐伯・ユージェイ特定共同企業体

議案第122号 議決事項の一部変更について(仮称)さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備(建築)工事請負契約)

(所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課)

平成26年2月議会において議決を得た(仮称)さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設

設整備（建築）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方  
ハイシマ・八生・スミダ特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	1 3 億 1, 8 3 7 万 9, 7 6 0 円
変更後	1 3 億 5, 4 6 4 万 6, 1 6 0 円

議案第 1 2 3 号 議決事項の一部変更について（（仮称）さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備（電気設備）工事請負契約）

（所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課）

平成 2 6 年 2 月議会において議決を得た（仮称）さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備（電気設備）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方  
埼電・ハヤサカ特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	4 億 5, 7 1 1 万 8, 6 4 0 円
変更後	4 億 5, 9 3 6 万 5, 0 4 0 円

議案第 1 2 4 号 議決事項の一部変更について（（仮称）さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備（機械設備）工事請負契約）

（所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課）

平成 2 6 年 2 月議会において議決を得た（仮称）さいたま市浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備（機械設備）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方  
荒井・アステック特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3 億 1, 3 2 7 万 3, 4 4 0 円
変更後	3 億 1, 6 7 8 万 3, 4 4 0 円

議案第 1 2 5 号 議決事項の一部変更について（（仮称）市営浮谷グランド住宅第 1 工区建設（建築）工事請負契約）

(所管課所・建設局建築部住宅課)

平成25年9月議会において議決を得た(仮称)市営浮谷グランド住宅第1工区建設(建築)工事請負契約について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方  
田中・川村特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	5億3,743万2,000円
変更後	5億5,277万8,800円

議案第126号 議決事項の一部変更について((仮称)市営浮谷グランド住宅第2工区建設(建築)工事請負契約)

(所管課所・建設局建築部住宅課)

平成25年9月議会において議決を得た(仮称)市営浮谷グランド住宅第2工区建設(建築)工事請負契約について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方  
スミダ・共栄特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	5億1,138万1,500円
変更後	5億2,521万6,300円

議案第127号 議決事項の一部変更について((仮称)緑消防署等複合施設建設(建築)工事請負契約)

(所管課所・消防局総務部消防施設課)

平成26年2月議会において議決を得た(仮称)緑消防署等複合施設建設(建築)工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方  
田中・不動・共栄特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	16億4,371万320円
変更後	17億843万4,720円

議案第128号 議決事項の一部変更について（（仮称）緑消防署等複合施設建設（機械設備）  
工事請負契約）

（所管課所・消防局総務部消防施設課）

平成26年2月議会において議決を得た（仮称）緑消防署等複合施設建設（機械設備）工事  
請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を変更することに  
関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方  
積田・県南特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億6,984万600円
変更後	3億7,315万6,200円

《道路議案》

議案第129号 市道路線の認定について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

- |    |     |       |
|----|-----|-------|
| 一般 | 5路線 |       |
| 開発 | 7路線 | 計12路線 |

議案第130号 市道路線の廃止について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

- |    |     |      |
|----|-----|------|
| 一般 | 7路線 |      |
| 開発 | 0路線 | 計7路線 |

《人事議案》

議案第131号 教育委員会委員の任命について

（所管課所・総務局総務部総務課）

教育委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

議案第132号～議案第134号 人権擁護委員候補者の推薦について

（所管課所・総務局総務部総務課）

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。